

資料1 用語の定義

要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 公表資料

- (1) 「要求水準書」とは、「調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業要求水準書」を指す。
- (2) 「基本構想」とは、「調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備基本構想」を指す。
- (3) 「基本計画」とは、「調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備に伴う基本計画」を指す。

2. 事業・契約にかかるもの

- (1) 「市」とは、「調布市」を指す。
- (2) 「本事業」とは、「調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業」を指す。
- (3) 「事業者」とは、「本事業を実施する民間事業者」を指す。
- (4) 「PFI法」とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」を指す。
- (5) 「事業予定地」とは、本事業の整備対象施設が立地する敷地を指す。
- (6) 「事業契約」とは、「PFI法第14条第1項に基づき、本施設の管理者である本市が事業者と締結する本事業に係る契約」を指す。
- (7) 「基本方針」とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」を指す。
- (8) 「不具合等」とは、「故障や不具合」を指す。
- (9) 「供用開始」とは、「本施設の一部又は全ての供用を開始すること」を指す。
- (10) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例若しくは規則、又は通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定、判断、措置等を指す。
- (11) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常、予見可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものを指す。ただし、法令の変更は、「不可抗力」には含まれない。
- (12) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類を指す。

- (13) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設の建設工事に係る施工手順及び施工方法を記した書類を指す。
- (14) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類を指す。
- (15) 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることを指す。
- (16) 「保守」とは、建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業を指す。
- (17) 「点検」とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調査することをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応措置を判断することを含む。
- (18) 「清掃」とは、汚れを除去するための作業又は汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業を指す。
- (19) 「更新」とは、劣化した部位又は部材や機器等を新しいものに取り替えることを指す。

3. 施設・敷地に係るもの

- (1) 「若葉小」とは、「調布市立若葉小学校」を指す。
- (2) 「第四中」とは、「調布市立第四中学校」を指す。
- (3) 「若葉分館」とは、「調布市立図書館若葉分館」を指す。
- (4) 「現中学校敷地」とは、「現第四中学校敷地」を指す。
- (5) 「現小学校敷地」とは、「現若葉小学校敷地」を指す。
- (6) 「本施設」とは、以下の施設を指す。
- ・ 調布市立若葉小学校
 - ・ 調布市立第四中学校
 - ・ 調布市立図書館若葉分館
- (7) 「本敷地」とは、「現第四中学校敷地」及び「現若葉小学校敷地」を指す。
- (8) 「地域開放部分」とは、「開校時に地域開放予定の既存屋内運動場、及び災害時の避難所施設を想定した新屋内運動場や給食室以外の調理可能な特別教室（家庭科室・調理室）」、「将来的に生涯学習等での開放も検討できる特別教室」を指す。
- (9) 「校舎等」とは、「校舎及び屋内運動場」を指す。
- (10) 「既存校舎」とは、「若葉小敷地及び第四中敷地内の既存屋内運動場及び既存校舎」を指す。
- (11) 「既存校舎等」とは、「若葉小敷地及び第四中敷地内の既存屋内運動場及び既存校舎を含む全ての構造物、工作物」を指す。

- (12) 「既存図書館」とは、「現調布市立図書館若葉分館」を指す
- (13) 「既存屋内運動場」とは、「現第四中学校屋内運動場」を指す。
- (14) 「新校舎」とは、「新設予定の若葉小・第四中の校舎」を指す。
- (15) 「新校舎等」とは、「新設予定の若葉小・第四中の校舎及び若葉分館」を指す。
- (16) 「職員・来客玄関」とは、「教職員と新校舎利用者の兼用玄関」を指す。
- (17) 「地域開放玄関」とは、「地域開放部分の利用者用の玄関」を指す。
- (18) 「図書館職員玄関」とは、「図書館職員専用の玄関」を指す。
- (19) 「新校舎玄関」とは、「昇降口、職員・来客玄関、地域開放玄関」を指す。
- (20) 「図書館エントランス」とは、「図書館利用者用の玄関」を指す。
- (21) 「学校事務室」とは、「教職員用の事務室」を指す。
- (22) 「図書館事務室」とは、「図書館職員用の事務室」を指す。
- (23) 「プール」とは、「改修予定の現小学校敷地のプール」を指す。
- (24) 「新屋内運動場」とは、「新設予定の若葉小屋内運動場及び第四中屋内運動場」を指す。
- (25) 「新屋内運動場（小学校）」とは、「新設予定の若葉小屋内運動場」を指す。
- (26) 「新屋内運動場（中学校）」とは、「新設予定の第四中屋内運動場」を指す。
- (27) 「施設利用者」とは、児童・生徒、教職員、図書館職員、図書館利用者を指す。
- (28) 「施設利用者等」とは、施設利用者及び通行者を指す。

4. その他

- (1) 「日除け」とは、カーテンレール、レールボックス、カーテン
- (2) 「インターホン」とは、「訪問者の顔等が確認しながら通話が可能なインターホン」を指す。
- (3) 「内線」とは、「内線で通話が可能な業務用の電話機」を指す。